

2012くらしのサポーター通信

健康食品の強引な電話勧誘にご注意

ハイライト:

□今月のテーマ

・健康食品の強引な 電話勧誘にご注意

・地震から命を守る ために、できること からはじめましょう

□お知らせ

金銭債務に関する無 料相談会

□交流コーナー

コラム

国文祭～県民で盛 り上げよう～

今年の10月に入り、見知らぬ業者から注文した覚えもないのに、突然「注文を受けた健康食品を発送する。」などと電話がかかり、商品を強引に送りつけようとするといった消費者相談が、徳島県消費者情報センターに多く寄せられています。具体的相談事例には次のようなものがあります。

相談事例

《事例1》

「今から健康食品を送る。」と電話があった。注文した覚えもなく「注文してない。送られても困る。」と答えたところ、口調が変わり「被害届を出す。」と言って電話は切れた。業者名や電話番号も分からず、どうすればよいか。

《事例2》

業者が「2ヶ月前に注文を受けた。」と言ってきたが、全く覚えがない。「送る必要はない。」と断ったが、「今さらキャンセルはできない。」と、いきなり怒り出したので、つい承諾してしまった。しばらくしたら、送られてくるが、受取拒否してもよいか。

《事例3》

「以前電話で注文を受けた健康食品を送る。」と言われ、心あたりがなかったが、家族が注文したと思い承諾してしまった。あとで家族に確認すると誰も注文していない。商品が送られてきたら、代金を支払わなければならないか。

対処方法

(1) 電話で一方向的に「商品を送る」と言われても、身に覚えがないものであればきっぱり断りましょう。

また、業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。



(2) 商品が届いた場合、家族が注文していないか確認し、注文の確認ができないものは受け取らないようにしましょう。

(3) 代金引換で送付された場合、支払い前に家族を含め注文の有無を確認しましょう。

また、一方的に商品を送りつけられた場合は、代金の支払い義務はなく、受け取る必要もありません。

(4) トラブルに巻き込まれそうになったときや、心配になったとき又は対処に困ったときには、「徳島県消費者情報センター」若しくは最寄りの市町村消費生活相談窓口にご相談しましょう。

地震から命を守るために、できることから始めましょう

1 家具の転倒防止

地震が起きた際、家具の転倒や落下、壊れたガラスや食器でけがをしたり、命を落とすことも少なくありません。家の中を点検し、家具を固定しましょう。

チェック項目

○家具の配置を工夫する

○背の高い家具は、絨毯や畳に置かない（硬い床の方が安心）

○積み重ね家具は、上下を連結する

○家具の中には、下に重いものを、上に軽いものを収納する

○家具は、柱、鴨居、壁の桟など丈夫なところにL型金具で固定する

○パソコンなど家電製品は、粘着ゴムを下に敷き固定する

○ガラスに飛散防止フィルムを貼る

○ストーブは耐震自動消化装置付きのものにして、周囲に燃えやすい可燃物などを置かない

通信ナンバー NO. 75

○冷蔵庫は倒れないように、金具などを使って固定する

2 避難経路の確認

避難場所までの道を、一度歩いてみましょう。歩いてみると気がつくことがあります。道に面して立つ自動販売機は約300kg。倒れてきたらひとたまりもありません。電柱も危険です。ブロック塀が倒れて道をふさいでいたら別の道順を考えておく必要があります。

チェック項目

○避難場所を確認する（避難場所はお住まいの市町村役場で確認してください）

○避難経路を歩いてみる

○避難経路は複数考えておく

○避難経路の危険箇所を把握する

3 非常用備蓄品・持出品の準備

地震が起きた直後は、水、食料、日常生活品もすぐには手に入りません。3日分程度の備蓄が必要です。

チェック項目

○非常用備蓄品

・1人1日3リットルの水・食糧（常温で長期保存できる、調理が不要、栄養価が高い、高齢者・幼児に配慮するなど）・日常生活品（懐中電灯、携帯ラジオ、カセットコンロ、タオル、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、着替え、おむつ、軍手など）

○非常用持出品

・自分に必要なもの（眼鏡、入れ歯など）・携帯ラジオ（電池）・懐中電灯・軍手・衣類・雨具・常備薬・身分証明証・現金（小銭）・飲料水・非常用食糧 など

*成人で5kg程度が目安です。それ以上になると重くて逃げられなくなります。

*貴重品（預金通帳、印鑑など）の保管には十分注意してください。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
ホームページ
<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

国文祭～県民で盛り上げよう～

国民文化祭のイベントが、県内各地域で行われている。総合フェスティバルは、皇太子様をお迎えして華やかに開催された。

廃れつつあった阿波文化の一つ人形浄瑠璃の農村舞台の見直しに国文祭は大きな力となった。横の太夫と三味線者の舞台がなければ、ただの地域の集会所の建物だろう。

国体に比すればまだまだ期待や盛り上がりは少ないが、文化は地域の教養のバロメーターでもある。文化が栄えることは、人々が心豊かに生活している証でもあるのだ。

子どものころ見た風景や親しんだ地域の行事が忘れられつつあるが、地域の文化を見直す機会に国文祭をしたいものである。

くらしのサポーター 三原茂雄

金銭債務に関する無料相談会

借金を抱えてお悩みの県民の方を対象に、法律専門家による無料の相談会を開催します。

24年11月27日（火）

徳島県司法書士会所属の司法書士が相談をお受けします。

徳島県徳島合同庁舎東会議棟2階 13時～16時

24年12月1日（土）

徳島弁護士会所属の弁護士が相談をお受けします。

①徳島弁護士会館 13時～16時

*公共交通機関をご利用ください

②南部総合県民局阿南庁舎2階会議室 13時～16時

③西部総合県民局美馬庁舎2階会議室 13時～16時

予約は不要です。先着順に当日会場で受け付けます。問い合わせは当センターまで。



くらしのサポーター担当者より

去る10月7日（日）に消費者問題県民大会が、140名が参加者し開催されました。

10名のくらしのサポーターが知事表彰され、新たに47名の方と2団体が認定されました。

また、講演では「消費者教育推進法」の制定にご尽力された横浜国大の西村先生から「消費者市民」社会を目指してのお話を伺い有意義な一日となりました。